

※下書き用紙に表示している内容は2021年1月現在のものであり、実際の表示とは異なる場合があります※

2021年度 スカラネット入力下書き用紙 【給付奨学金（貸与併用申込み）用】



給付奨学金制度

申込手順等

スカラネット入力下書き用紙

採用後の手続き

給付奨学金と貸与奨学金の両方、又は給付奨学金のみを申し込む際の「スカラネット入力下書き用紙」です。
スカラネット入力画面には、給付奨学金及び貸与奨学金それぞれに関する設問があり、希望する奨学金の種類により表示される設問が異なります。表示された設問について入力してください。

インターネットによる奨学金申込み（スカラネット）にあたっては、「給付奨学金案内（在学採用）」を熟読し、申込内容を保護者（親権者又は未成年後見人）と相談して決めてください。
「給付奨学金案内」及び以下の注意事項を参照してこの下書き用紙に記入し、間違いがないことを確認した上で日本学生支援機構のスカラネット用ホームページにアクセスして入力してください。入力が完了すると、「奨学金申込情報一覧」が表示されますので、内容を再確認し、画面を印刷するなどして、保管してから「送信」ボタンを押してください。なお、「送信」ボタンを押した後に内容を訂正することはできません。

氏名	学籍番号	学部・学科・分野

入力の際に必要な項目です。学校の担当者に必ず正しい名称を確認してください。

受付番号

入力完了後に表示されるため、一回目の提出時は、記入不要です。

入力が完了し「送信」ボタンを押した後に、受付番号が画面に表示されます。

【スカラネット入力の際に、手元に用意する書類】

以下の3点は、必ず手元に用意してください。

- ・学校から受け取った識別番号（ユーザIDとパスワード）
- ・奨学金振込口座（本人名義）の通帳などのコピー（本冊子16ページに貼り付けてください。）
- ・マイナンバー提出書

※貼り付けずに提出してください



スカラネット用ホームページアドレス（URL） <https://www.sas.jasso.go.jp/>
受付時間 8：00～25：00（最終締切日の受付時間は8：00～24：00）
※受付時間を過ぎると画面が強制終了します。余裕をもって入力できるよう、入力開始時間には注意してください。（入力時間の目安：30分～1時間）

【スカラネット入力内容記入欄】

※インターネットで申し込む際は、「給付奨学金案内」20ページ「文字入力」を参照して文字を入力してください。

ログイン

あなたの識別番号（ユーザIDとパスワード）を入力して、下の「ログイン」ボタンを押してください。
(注)パスワード入力の際は全角・半角、大文字・小文字の区別をします。

ユーザID **下書き用紙の提出後に郵送します**

パスワードはスカラネット入力時は黒丸記号での表示になります。入力がエラーになる場合は、入力した文字を目で見て確認できるよう、最初にユーザID欄に入力し、それをコピーして貼り付けてみてください。

【確認書兼同意書】の提出

※給付奨学金の申込みにあたっては、「確認書兼同意書」を「給付奨学金確認書」に、「貸与申込条件等」を「給付申込条件等」に読み替えてください。

あなた（あなたが未成年（20歳未満）の場合は、あなたと親権者または未成年後見人）は、「確認書兼同意書」に記載されている次の内容を確認・承認したうえで、署名した「確認書兼同意書」を提出しましたか。

- 貸与申込条件等
- 個人信用情報の取扱いに関する同意条項

※「個人信用情報の取扱いに関する同意条項」には、延滞するとあなたの個人情報が個人情報情報機関に登録される等、重要な内容が記載されています。

- 提出しました。
- 提出していません。

下の「規程等を表示」ボタンを押して規程等（保証委託約款を含む）を確認し、了承する場合のみ、申込を行ってください。

※規程等を確認するまで、次の画面に進むことはできません。

次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

了承します

給付奨学金と貸与奨学金の両方を希望する人は「給付奨学金確認書」及び「確認書兼同意書」の両方、給付奨学金のみを希望する人は「給付奨学金確認書」の提出が必要です。「提出していません。」を選択した場合はスカラネットの次の画面へ進むことができません。学校に「給付奨学金確認書」及び「確認書兼同意書」の両方、又は「給付奨学金確認書」を提出した後、再入力してください。

規程等の表示を行わないと、次の画面へ進むことができません。

「了承します」にチェックを入れないと、次の画面へ進むことができません。

規程等を表示し、「了承します」にチェックを入れると「次へ」ボタンを押すことができるようになります。

奨学金学種（学校）の選択

あなたはどの課程で奨学金を受けたいですか。

大学

課程を選択してください。

大学の場合の表示例

申込み奨学金を選択後、「次へ」ボタンを押してください。

(1) 定期採用（1次又は2次）

現在在学している大学での奨学金を申込みことができます。

(2) 家計急変採用（給付奨学金のみ）

生計維持者に特定の事由が生じたことで家計急変し、急変後の収入状況が地方税情報に反映される前に支援を要する場合のみ申込みことができます。
学校で申込資格を確認してください。

(3) 緊急採用・応急採用（貸与奨学金のみ）

過去1年以内に生計を維持している人が失職、破産、倒産、病気、死亡等又は火災、風水害等により家計急変が生じた人のみ申込みことができます。
学校で申込資格を確認してください。

(4) 第二種奨学金（短期留学）

国内の学校等に在籍中に海外の大学等へ短期留学する人は申込みことができます。
現在、日本学生支援機構の他の奨学金を貸与中の場合は、その奨学金の採用年度によって申込の条件が異なります。学校で申込資格を確認してください。

課程を選択すると、申込み奨学金を選択する画面が表示されます。
※この「下書き用紙」及び「給付奨学金案内」では、(1)を選択した場合について説明しています。

高等専門学校の場合の表示例

申込み奨学金を選択後、「次へ」ボタンを押してください。

(1) 予約採用

来年度高等専門学校の4年生へ進級予定の人が給付奨学金に申込みことができます。

(2) 定期採用（1次又は2次）

現在在学している高等専門学校での奨学金を申込みことができます。

(3) 家計急変採用（給付奨学金のみ）

生計維持者に特定の事由が生じたことで家計急変し、急変後の収入状況が地方税情報に反映される前に支援を要する場合のみ申込みことができます。
学校で申込資格を確認してください。

(4) 緊急採用・応急採用（貸与奨学金のみ）

過去1年以内に生計を維持している人が失職、破産、病気、死亡等又は火災、風水害等により家計急変が生じた人のみ申込みことができます。
学校で申込資格を確認してください。

(5) 第二種奨学金（短期留学）

国内の学校等に在籍中に海外の大学等へ短期留学する人は申込みことができます。
現在、日本学生支援機構の他の奨学金を貸与中の場合は、その奨学金の採用年度によって申込の条件が異なります。学校で申込資格を確認してください。

申込み奨学金を選択する画面が表示されます。
※この「下書き用紙」及び「給付奨学金案内」では、(2)を選択した場合について説明しています。

大学（通信課程）の場合の表示例

申込み奨学金を選択後、「次へ」ボタンを押してください。

(1) 定期採用（夏季スクーリング又は冬季スクーリング）

現在在学している大学での奨学金を申込みことができます。

(2) 家計急変採用（給付奨学金のみ）

生計維持者に特定の事由が生じたことで家計急変し、急変後の収入状況が地方税情報に反映される前に支援を要する場合のみ申込みことができます。
学校で申込資格を確認してください。

課程を選択すると、申込み奨学金を選択する画面が表示されます。

マイナンバー提出書情報

「マイナンバー提出書」に印字されている申込IDとパスワードを入力して、下の「次へ」ボタンを押してください。

注1) パスワード入力の際は全角・半角、大文字・小文字の区別をします。

注2) 「マイナンバー提出書」についての注意事項

- ◆奨学金の申込みには、あなたとあなたの生計維持者（原則父母）のマイナンバーの届出が必要です。
- ◆「マイナンバー提出書」の提出先は学校ではありません。指定の送付先（日本学生支援機構）へあなたから直接送付してください。
- ◆この申込入力完了後は、「マイナンバー提出書」に必要事項を記入し必要な証明書類とあわせて、専用封筒を使って速やかに（この申込入力後1週間以内に）送付（提出）してください。

パスワードはスカラネット入力時は黒丸記号での表示になります。
入力がエラーになる場合は、入力した文字を目で見て確認できるよう、最初に申込ID欄を入力し、それをコピーして貼り付けてみてください。
なお、あなたのマイナンバー（個人番号）そのものはスカラネットには入力しません。この「下書き用紙」にもマイナンバー提出書に印字されている申込IDとパスワードだけを記入し、**あなたのマイナンバー（個人番号）そのものは決して記入しないようにしてください。**

申込ID **『マイナンバー提出書』に記載があります**

※マイナンバー提出書の見本を表示します。

パスワード **本書類提出後に配布します**

見本を表示

マイナンバー提出書類の提出が遅れると採用が大幅に遅れたり、採用できなくなったりする場合があります。
スカラネット入力後1週間以内に郵送できるよう、必要な書類は事前に用意してください。（マイナンバーの提出方法・具体的な確認書類の詳細については、配布している「マイナンバー提出書」セットにて確認してください。）

1/8

Aー日本学生支援機構奨学金の案内

- 給付奨学金
優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給されます。
- 第一種奨学金
無利子の奨学金で、特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者に貸与します。
- 第二種奨学金
利子付きの奨学金（在学中は無利子）で、第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に貸与します。

2021年度の定期採用で使用するマイナンバー提出書に印字されている申込IDは「ZD21」で始まる10桁の英数字です。

B-誓約欄

日本学生支援機構理事長 殿

私は貴機構奨学金の申込みにあたり、学校に提出した「確認書兼同意書」及び「給付奨学金確認書」にしたがい、奨学生に採用決定後は速やかに貸与奨学金は「返還誓約書」を提出し、貸与が終了した後、または給付に返還の義務が生じた場合には滞りなく返還すること及び以下の申込み記載事項については正しく記入することを誓約します。

誓約日 年 月 日
(半角数字)

氏名 (全角漢字)
5文字以内 5文字以内

氏名 (全角カナ)
15文字以内 15文字以内

生年月日 (和暦) (半角数字) 年 月 日生

生年月日の入力を誤ると、正しく成年判定を行うことができませんので注意してください。

<参考>

和暦	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
西暦	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003

国籍

国籍が「日本国籍以外」の場合、在留資格を選択してください。

※国籍が「日本国籍以外」を選んだ人は、在留資格の証明書類を学校へ提出する必要があります。

※在留資格が永住者又は特別永住者の場合は、在留期間(満了日)の入力は不要です。

国籍 日本国籍 日本国籍以外

在留資格

在留期間(満了日) 西暦(半角数字4桁) 年 月 日

在留資格が「定住者」の場合、日本に永住する意思がありますか。 はい いいえ

※誓約日は以後訂正することができません。

◆給付奨学金支援区分の情報提供の確認◆

あなたが給付奨学金を申込み場合は、あなたの給付奨学金における審査結果(支給額の割合に関する情報を含む。)について、機構のシステム等を通じて在籍する学校に必要に応じて提供します。

同意します

◆第一種奨学金の貸与月額の確認◆

あなたが第一種奨学金(要返還、無利子)と給付奨学金又は授業料等減免の支援を併用で受ける場合は、政令等の規定に基づき、給付奨学金の支給月額及び授業料の減免額に応じて、第一種奨学金の貸与月額が調整(減額または増額)される場合があります。調整の結果、借入金額が増額となる場合は、別途届出が必要になります。また、調整後の貸与月額につき選択が可能な場合は、機構の定めるところにしたがい調整前の貸与月額と同額以下の貸与月額に調整されます。

同意します

2/8

C-奨学金申込情報

大学・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程の場合

1. 給付奨学金の新規申込みを希望しますか。(現在、給付奨学金を受けている場合、家計急変への変更を希望する方以外は「希望しません」を選択してください。)

- 希望します
- 希望しません

※給付奨学金の対象者は、進学先の大学等において別途手続きをすることで授業料や入学金の減免を受けられます。

参考：支給月額一覧(PDF)

2. 貸与奨学金(月額：第一種奨学金(無利子)、第二種奨学金(有利子))の新規申込みを希望しますか(現在、貸与奨学金を受けている場合、(c)の(8)～(14)を希望する方以外は「希望しません」を選択してください。)

- 希望します
- 希望しません

貸与奨学金は(3)(9)(10)(13)しか選べません

あなたの希望する貸与奨学金を1つ選択してください。

(a). 第一種奨学金又は第二種奨学金のどちらかを希望する人のみ記入してください。

- (1) 第一種奨学金のみ希望します。
- (2) 第一種奨学金を希望するが、不採用の場合、第二種奨学金を希望します。
- (3) 第二種奨学金のみ希望します。

(b). 併用貸与を希望する人のみ記入してください。

- (4) 第一種奨学金及び第二種奨学金との併用貸与のみを希望します。
- (5) 併用貸与を希望するが、不採用の場合、第一種奨学金のみ希望します。
- (6) 併用貸与不採用及び第一種奨学金不採用の場合、第二種奨学金を希望します。
- (7) 併用貸与不採用の場合、第二種奨学金のみ希望します。

(c). 現在奨学金の貸与を受けている人のみ記入してください。

- (8) 第二種奨学金の貸与を受けていますが、第一種奨学金への変更を希望します。
- (9) 第一種奨学金の貸与を受けていますが、第二種奨学金への変更を希望します。
- (10) 第一種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。
- (11) 第二種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。
- (13) 第一種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。併用貸与不採用の場合、第二種奨学金への変更を希望します。
- (14) 第二種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。併用貸与不採用の場合、第一種奨学金への変更を希望します。

※(12)は欠番です。

上記(8)、(9)、(10)、(11)、(13)、(14)を選択した人は奨学生番号を記入してください。

奨学生番号
(半角数字)(例：820 04 999999)

誓約日はスカラネット入力日としてください。ここで入力した誓約日を基準とし、成年判定を行います。

学生本人の本名を、全角漢字及び全角カナで入力してください。名前が長い場合は、入るところまで入力してください(「給付奨学金案内」20ページ「文字入力」参照)。

外字は使用しないでください。(例) 吉→吉、廣→廣、祐→祐

漢字氏名には「を」「ろ」ともに入力できますが、カナ氏名に「ろ」は入力できません。カナ氏名には代わりに「オ」と入力してください。(例) 漢字氏名 カナ氏名

姓・名欄ともに、「スペース」は入力しないでください(ミドルネームは名とつなげて入力してください)。(例) 奨学 トーマス 太郎 →奨学

△カナ氏名は、振込口座の名義人氏名と同一であることが必要です。通帳の口座名義人氏名を必ず確認しながら入力してください。

外国籍の人は「給付奨学金案内」13ページの表のとおり在留資格に制限があります。必ず在留資格を在留カード等で確認してください。

日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者の人は、在留期間(満了日)を入力してください。在留資格が法定特別永住者又は永住者の場合は、在留期間(満了日)の入力は不要です。

「2. 貸与奨学金(月額：第一種奨学金(無利子)、第二種奨学金(有利子))の新規申込みを希望しますか。」で「希望します」を選択すると表示されます。「貸与奨学金案内」をよく確認し、希望するものを選択してください。通信課程の人が選択可能なものは次のページに記載されています。

【(8)～(14)を選択する人へ】既に第一種・第二種のどちらか一方を貸与中の人、予約採用者、又は短期大学・高等専門学校・専修学校から大学への編入学により第二種奨学金を継続する人で、(8)～(14)を希望する場合は、下記のとおり選択・入力してください(「貸与奨学金案内」も参照してください)。

○第二種→第一種の変更又は第一種→第二種の変更を希望
・変更前の奨学生番号が決定している場合は(8)又は(9)を選択し、下の奨学生番号欄に決定している奨学生番号を入力する。
・変更前の奨学生番号が未決定の場合は(a)の(1)又は(3)を選択し、別途「変更希望」であることを学校担当者へ申し出る。

○第一種又は第二種→併用貸与の変更を希望(併用貸与の学力、家計基準を満たすことが必要です)。
・(10)又は(11)を選択し、変更前の奨学生番号が決定している場合は下の奨学生番号欄に決定している奨学生番号を入力する。変更前の奨学生番号が未決定の場合は、奨学生番号を入力せず次に進む。

○希望する併用貸与への変更が不採用だった際に、現在貸与中の奨学金とは異なる種類の貸与奨学金への変更を希望
・変更前の奨学生番号が決定している場合
→(13)又は(14)を選択し、下の奨学生番号欄に決定した奨学生番号を入力する。
・変更前の奨学生番号が未決定の場合
→(a)の(1)又は(3)を選択し、別途「変更希望」であることを学校担当者へ申し出る。

給付奨学金制度

申込手順等

スカラネット入力下書き用紙

採用後の手続き

(8) あなたの正規の卒業予定年月を記入してください。

(8) 西暦(半角数字4桁) 年 月卒業 予定

(9) あなたの正規の修業年限を記入してください。

(9) (半角数字) 年 か月

<入学・卒業予定年月早見表>

2021年4月現在 1年生

修業年限	入学年月	卒業予定年月
2年	2021/4	2023/3
3年		2024/3
4年		2025/3
5年		2026/3
6年		2027/3

2021年4月現在 2年生

修業年限	入学年月	卒業予定年月
2年	2020/4	2022/3
3年		2023/3
4年		2024/3
5年		2025/3
6年		2026/3

2021年4月現在 3年生

修業年限	入学年月	卒業予定年月
3年	2019/4	2022/3
4年		2023/3
5年		2024/3
6年		2025/3

2021年4月現在 4年生

修業年限	入学年月	卒業予定年月
4年	2018/4	2022/3
5年		2023/3
6年		2024/3

参考

(8) 通常は正規の卒業予定年月を入力します。例えば新入生で2年課程の人は2023年3月になりますが、過去に休学や留年をしたことがある人は、入学当初の卒業予定ではなく、今現在の卒業予定期を入力してください(左に掲載の<入学・卒業予定年月早見表>を参照してください)。なお、年度途中修了など特別な事情により、卒業月が3月以外になる学部・学科に在籍する場合は学校に確認してください。

(9) 「修業年限」とは、あなたの学部・学科が何年課程のものかという意味です。
※現時点からあと何年通うかという意味ではありません。入力間違いをしないよう注意してください。
(例)
○4年課程の3年次に在学(編入)する人の修業年限は4年。
○2年課程に在学し、1年次の途中で申し込む人の修業年限は2年(1.5年ではありません)。

※長期履修学生について

長期履修学生(「給付奨学金案内」5ページ参照)については、原則として奨学金を受けることのできる期間は通常課程の標準修業年限に相当する期間のみとなります。この場合、卒業予定年月は通常課程の卒業予定年月を、修業年限は通常課程の標準修業年限を入力するうえ、学校担当者へ申し出てください。

(2021年4月入学者の例)

通常課程の標準修業年限は2年・卒業予定年月は2023年3月

3年かけて履修し2024年3月が卒業予定年月となる長期履修学生

⇒卒業予定年月は2023年3月・修業年限は2年0か月と入力してください。

なお、第二種奨学金の場合は、採用後に所定の手続きを行うことによって学則に定める「長期履修課程の修業年限の終期まで」貸与を延長することができます。詳しくは、学校に相談してください。

(10) あなたが通学するキャンパスのある住所を入力してください。

※郵便番号を入力して「住所検索」ボタンを押しても住所が自動入力されない場合は、郵便局ホームページから住所をもとに郵便番号を検索し、本画面に入力してください。

(郵便番号) (半角数字) 574-0013

住所 1 (自動入力)

大阪府大東市中垣内

住所 2 (番地以降)(全角文字)

3丁目1-1

郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを押すと、入力した郵便番号に相当する住所が「住所1」に自動表示されますので、2021年4月時点(秋以降に募集があり、奨学金を申し込む場合は2021年10月時点)で通学しているキャンパスの住所を選択してください。自動表示されない場合は郵便局ホームページから住所をもとに郵便番号を検索し、本画面に入力してください。

「住所2」には、「住所1」で選択した住所以降を、番地等が重複しないように入力してください。

※9ページの「住所の入力例」参照

(11) あなたの通学形態を選択してください。

※社会的養護を必要とする人が、児童養護施設等や里親等のもとから通学する場合は、「自宅通学(またはこれに準ずる)」を選択してください。

※社会的養護を必要とする人が、児童養護施設等や里親等のもとを離れて通学する場合は、学校までの通学距離・時間等に関わらず「自宅外通学」を選択し、下記設問にて⑤及び「支障が生じる」を選択のうえ、支障が生じる理由の入力欄に「施設等・里親等のもとを離れて生活している」旨を入力してください。

※給付奨学金を希望する人が「自宅外通学」を選択した場合でも、自宅通学の月額からの振込み開始となります(給付奨学金に併せて第一種奨学金を希望する場合、第一種奨学金も自宅月額からの振込みとなります)。自宅外月額の振込みは、生計維持者(原則父母)と別居し、かつ学生等本人の居住に係る家賃が発生していることの証明書類(アパートの賃貸借契約書のコピー等)を学校へ提出し、不備なく審査終了してからとなります。

自宅通学(またはこれに準ずる) 自宅外通学

上記で「自宅外通学」を選択した人にお聞きます。

「自宅外通学」が適用される要件は、次のとおりです。あなたが該当するものを全て選択してください。

いずれにも該当しない場合は、「自宅通学(またはこれに準ずる)」を選択し直してください。

- ①実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上
- ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上
- ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上
- ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下
- ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

上記で「⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難」と答えた人は、実家から通学した場合、学業継続に支障が生じますか。

支障が生じる 支障が生じない

上記で「支障が生じる」と答えた人は、支障が生じる理由を以下に記入してください。

「自宅外通学」となるあなたの現住所を入力してください。

(郵便番号) (半角数字) -

住所 1 (自動入力)

住所 2 (番地以降)(全角文字)

2021年4月時点(秋以降に募集があり、奨学金を申し込む場合は2021年10月時点)での状況に基づき選択してください。

「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は自宅通学の支給月額が振込まれ、自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」である証明書類を提出し、不備なく審査終了した後にとなります。反映月に「自宅外通学」となった月からの差額がまとめて振り込まれます。

「自宅通学(またはこれに準ずる)」を選択した場合は、入力不要です(ボタンを押すことができません)。

・「自宅外通学」を選択した場合は入力が必要になります。2021年4月時点(秋以降に募集があり、奨学金を申し込む場合は2021年10月時点)から現在までお住まいの住所を入力してください。

・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所をもとに事前に確認してください。郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを押すと、入力した郵便番号に相当する住所が「住所1」に自動表示されますので、お住まいの住所を選択してください。「住所2」には、「住所1」で選択した住所以降を、番地等が重複しないように入力してください。

※9ページの「住所の入力例」参照

E-奨学金給付額情報

1. 給付奨学金を希望する人は次のことに答えてください。

(1) 給付奨学金が採用となった場合、4月振込分からの支給の停止を希望しますか。

はい いいえ

「はい」と答えた人は、停止理由を選択してください。

- 2021年4月1日時点で休学中であるため（2021年4月2日以降に休学が始まる場合は該当しません。申込後、別途手続が必要です）。
- 他団体の奨学金利用に伴い、機構の給付奨学金との併給が認められないため
- その他

(2) あなたは、2021年4月以降、以下の支援を受ける予定がありますか（ハローワークや役所からあなた本人が受けている給付金があれば、次に該当するものがないか、必ず確認してください）。

※2021年4月以降、以下の国費による支援を受けている期間は、日本学生支援機構の給付奨学金の額は0円となります。

- ・教育訓練支援給付金【雇用保険法】
- ・訓練延長給付、技能習得手当（受講手当、通所手当）、寄宿手当【雇用保険法】
- ・職業訓練受講給付金【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律】
- ・高等職業訓練促進給付金（ひとり親家庭の親を対象とする給付金）【母子及び父子並びに寡婦福祉法】
- ・職業転換給付金＜訓練手当＞【労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律】

支援を受けておらず受ける予定もない

支援を受けている

受給予定期間（西暦）（半角数字4桁） 年 月 ~ 年 月

支援を受ける予定である

受給予定期間（西暦）（半角数字4桁） 年 月 ~ 年 月

国費の一覧表（文部科学省ホームページヘルリンク）（PDF）

※申告漏れの場合、給付奨学金の全額返金を求めることがあります。

F-奨学金貸与額情報

1. 第一種奨学金を希望する人は次のことに答えてください。

(1) あなたの希望する月額を1つ選択してください。

(1) ▼

【2018年度以降入学者（2018年4月以降の入学年月を入力した人）の貸与月額】

区分 月額 の種類	大学				短期大学・専修学校（専門課程）				高等専門学校（4・5年生、専攻科）			
	国・公立		私立		国・公立		私立		国・公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	4万5千円	5万1千円	5万4千円	6万4千円	4万5千円	5万1千円	5万3千円	6万円	4万5千円	5万1千円	5万3千円	6万円
最高月額 以外の月額				5万円				5万円				5万円
	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円

最高月額を利用するためには、併用貸与の家計基準を満たしている必要があります。それぞれの月額を利用できる収入・所得金額の目安は、「貸与奨学金案内」を参照してください。

⇒ 最高月額を選択した人は、以下の質問に答えてください。

貸与月額〇〇円は一定の条件を満たした場合のみ貸与を受けられる月額です。

条件を満たさなかった場合に希望する月額を選択してください。

▼

以下のような場合に「はい」を選択してください。
 ・海外留学支援制度の利用に伴い、支給を停止する必要がある
 ・他団体の奨学金の利用に伴い、日本学生支援機構の奨学金の利用に制限があるため、支給を停止する必要がある
 ※届出による停止解除により、支給を再開することができます。

(3) として、家計急変が生じたことによる給付奨学金の申込みに関する設問が表示されますが、定期採用で申し込む場合は、最初から「いいえ」が選択されており、「はい」に変更することができません。「いいえ」のまま次に進んでください。

給付奨学金のみ希望する人は、入力する必要はありません。

入学年度によって、適用される貸与月額が異なります。また、専修学校（専門課程）のうち、独立行政法人及び地方独立行政法人が設置する専修学校は「国・公立」の月額が適用されます。プルダウンリストから希望する月額を選択してください。

春の定期採用で採用されると、第一種奨学金の貸与始期は2021年4月となります（入学年度によりません）。

自宅外通学の場合でも、自宅月額を選択することができます（入学年度によりません）。

最高月額が認められなかった場合に希望する月額を上表の最高月額以外の月額から選択してください。

入学年度（入力した入学年月）により選択できる月額が異なります

G-あなたの履歴情報

1. あなたの最終学歴を記入してください。

1. 西暦 (半角数字 4 桁) 年 3 月 ▼ 卒業または退学

直近に卒業又は退学した学校の年月及び学校を選択してください。

2. あなたは国内の高等学校 (本科) を卒業しましたか。

※ここでいう「高等学校」には、国内の中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校 (第 1 学年から第 3 学年まで) 又は専修学校の高等課程 (修業年限が 3 年以上のもの) を含みます (インターナショナルスクールや在外教育施設等は含みません)。

※現在、高等専門学校の第 1 学年から第 3 学年まで在学中の場合は入力不要です。

「はい」と答えた人にお聞きます。
あなたがはじめて国内の高等学校を卒業した年月を記入してください。

西暦 (半角数字 4 桁) 年 3 月

高等学校卒業後に専修学校高等課程などに進学・卒業した場合、「あなたがはじめて国内の高等学校を卒業した年月」は専修学校高等課程ではなく高等学校の卒業年月を入力してください。

「いいえ」と答えた人にお聞きます。

あなたが現在通っている学校への入学前の履歴は次のうちどちらになりますか。

- 高等学校卒業程度認定試験合格者
- その他 (インターナショナルスクール、在外教育施設等)

「高等学校卒業程度認定試験合格者」と答えた人にお聞きます。
あなたは高等学校卒業程度認定試験にいつ合格しましたか。

西暦 (半角数字 4 桁) 年 月

あなたは、高等学校卒業程度認定試験の受験資格を取得した年度 (16歳になる年度) から高等学校卒業程度認定試験合格者となった年度まで 5 年を経過していますが、5 年を経過した後も毎年度高等学校卒業程度認定試験を受験していましたか。

- はい
- いいえ

「5 年を経過した後も毎年度高等学校卒業程度認定試験を受験していた」とは、下記のような場合が該当します。
(例)
・16歳になる年度: 2012年度
・16歳になる年度から 5 年経過
⇒2017年 4 月 1 日以降
・2017年度、2018年度に高等学校卒業程度認定試験受験 (不合格)
・2019年度に高等学校卒業程度認定試験受験 (合格)
※上記の例では、2017年度又は2018年度に受験していない場合、「5 年を経過した後も毎年度高等学校卒業程度認定試験を受験していた」に該当しないため、申し込むことができません。

「その他」と答えた人にお聞きます。

あなたが卒業又は修了した「その他」の学校名 (正式名称) とその学校を卒業又は修了した年月を記入してください。

西暦 (半角数字 4 桁) 年 月

3. あなたはこれまでに、日本学生支援機構の給付奨学金 (原則、返還不要) を受けていますか。 (現在支給が終了しているものを含む)

- はい
- いいえ

あなたはこれまでに、日本学生支援機構の貸与奨学金 (第一種・第二種) (原則、要返還) を受けていますか (現在貸与が終了しているものを含む)。

- はい
- いいえ

上のいずれかの設問で「はい」を選択した人は、その奨学生番号を記入してください。

※第一種奨学金を利用している人が給付奨学金を受給する場合は貸与額が調整されます。

※貸与・給付を受けた奨学金が複数ある場合は、「追加」ボタンを押して、すべての奨学生番号を記入してください。

※奨学生番号の入力を取り消す場合は、「削除」ボタンを押してください。

半角数字	奨学生番号 1	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	削除	追加
例	奨学生番号 1	610	04	999999	削除	追加
	奨学生番号 2	617	08	999999	削除	追加
	奨学生番号 3	808	01	999999	削除	追加
	奨学生番号 4	813	02	999999	削除	追加
	奨学生番号 5	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	削除	追加

C-奨学金申込情報で入力した奨学生番号以外に、日本学生支援機構の給付奨学金又は貸与奨学金を受けている、あるいは受けたことがある場合は、設問にて「はい」を選択のうえ、その奨学生番号を全て入力してください。C-奨学金申込情報で入力した奨学生番号以外に奨学金を受けたことがない場合は、設問で「いいえ」を選択してください。なお、採用取消となったものは入力しないでください。高校在学中に、都道府県等 (日本学生支援機構及び日本育英会以外) から奨学金の貸与を受けていた人は、「いいえ」を選んでください。高等学校及び専修学校高等課程の奨学金は、平成17年度入学者より、日本学生支援機構から各都道府県に移管されました。

奨学生番号が複数ある場合は「追加」ボタンを押してすべての奨学生番号を入力してください。入力を取り消す場合は「削除」ボタンを押してください。

※第二種奨学金の貸与について確認してください。

あなたは、これまでに同一の学校区分で 2 回以上、第二種奨学金の貸与を受けています。日本学生支援機構の規程により、これ以上第二種奨学金を申し込むことができない場合や借りられる期間が制限される場合があります。

確認しました

同一の学校区分 (大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等) で 2 回以上第二種奨学金の貸与を受けている人に表示されます。

H-保証制度

1. あなたが希望する保証制度を選択してください。

- (1) 人的保証
- (2) 機関保証

給付奨学金のみ希望する人は、入力の必要はありません。

併願又は併用で申し込み (2/8画面 C-奨学金申込情報にて、(2)、(4)、(5)、(6)、(7) を選択した場合)、かつ2/8画面 F-奨学金貸与額情報にて第一種奨学金の返還方法を「所得連動返還方式」と選択した場合は、第一種奨学金の保証制度は「機関保証」となります (「人的保証」のボタンは押せません)。また、第二種奨学金の保証制度はこの画面で選択します。

希望する保証制度を選択してください。なお、今回第一種奨学金の貸与を希望し、かつ2/8画面 F-奨学金貸与額情報にて第一種奨学金の返還方法を「所得連動返還方式」と選択した場合は、第一種奨学金の保証制度は「機関保証」となります (「人的保証」のボタンは押せません)。「貸与奨学金案内」も参照してください。

H-保証制度

1. 第一種奨学金についてあなたが希望する保証制度を選択してください。

- (1) 人的保証 (ボタンが押せません)
- (2) 機関保証

所得連動返還方式を希望する場合、保証制度は「機関保証」になります。

2. 第二種奨学金についてあなたが希望する保証制度を選択してください。

- (1) 人的保証
- (2) 機関保証

2. 連帯保証人と保証人について

あなたは保証制度画面で「人的保証」を選択しています。連帯保証人及び保証人について入力してください。

(1) 連帯保証人について入力してください。

- ・(あなた(申込者)が未成年の場合)連帯保証人には親権者(未成年後見人)を選任してください。
- ・(あなた(申込者)が成年の場合)原則として、父母・兄弟姉妹又はおじ・おば等に入力してください。
- ・未成年者等保証能力がない人は認められません。
- ・債務整理(破産等)中の人を連帯保証人に選任することは認められません。

(a) その氏名

姓	名
(a) 漢字(全角漢字)	<input type="text"/>
カナ(全角カナ)	<input type="text"/>

(b) その生年月日 (b) (和暦)(半角数字) 年 月 日生

(c) あなたとの関係 (c)

未成年後見人の場合は、その続柄

(d) その住所

・連帯保証人の印鑑登録証明書(市区町村発行)に記載されている住所を入力してください。

※印鑑登録証明書には住民票と同じ住所が記載されています。

(d) (郵便番号)(半角数字) -

住所1(自動入力)

住所2(番地以降)(全角文字)

(e) その電話番号

※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。

(e) (半角数字) --

その携帯電話の電話番号 (携帯)(半角数字) --

(f) その勤務先 (f) (全角文字)

勤務先電話番号 (半角数字) --

※連帯保証人が無職の場合は、下記にチェックを入力してください。

無職

(2) 保証人について入力してください。

- ・原則として、4親等以内の成年親族のうち、あなた及び連帯保証人と別生計の65歳未満の人を選んでください。
- ・未成年者等保証能力がない人は認められません。
- ・債務整理(破産等)中の人を保証人に選任することは認められません。

(a) その氏名

姓	名
(a) 漢字(全角漢字)	<input type="text"/>
カナ(全角カナ)	<input type="text"/>

(b) その生年月日 (b) (和暦)(半角数字) 年 月 日生

(c) あなたとの続柄 (c)

(d) その住所

・保証人の印鑑登録証明書(市区町村発行)に記載されている住所を入力してください。

※印鑑登録証明書には住民票と同じ住所が記載されています。

(d) (郵便番号)(半角数字) -

住所1(自動入力)

住所2(番地以降)(全角文字)

(e) その電話番号

※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。

(e) (半角数字) --

その携帯電話の電話番号 (携帯)(半角数字) --

(f) その勤務先 (f) (全角文字)

勤務先電話番号 (半角数字) --

※保証人が無職の場合は、下記にチェックを入力してください。

無職

(g) 連帯保証人と保証人は別生計ですね。 (g) はい いいえ

※連帯保証人、保証人に相応しい人物かどうか、入力情報を元に判定を行います。年齢による判定では、各人物の誓約日(B-誓約欄で入力した年月日)時点での年齢を元に判定を行います。

H-保証制度にて「人的保証」を選択した場合に表示されます。

連帯保証人・保証人の選任条件は必ず「貸与奨学金案内」を確認してください。

・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所をもとに事前に確認してください。郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを押すと、入力した郵便番号に相当する住所が「住所1」に自動表示されますので、お住まいの住所を選択してください。「住所2」には、「住所1」で選択した住所以降を、番地等が重複しないように入力してください。

※9ページの「住所の入力例」参照

・固定電話と携帯電話を両方所有している場合は、どちらとも入力してください。

自営業の場合は「自営業」、農業の場合は「農業」と記入してください。

無職の場合は「その勤務先」には入力せず、こちらにチェックを入力してください。

あなたからみた続柄です。

(例) おじ、おば

※以下の場合、「その他(知人等)」と記入(選択)してください。

- ・離婚により親権を失った父母
- ・養子縁組により親権を失った本人の実父母
- ・配偶者の父母

(「父(母)」や「その他(4親等以内)」を選択しないでください。)

・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所をもとに事前に確認してください。郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを押すと、入力した郵便番号に相当する住所が「住所1」に自動表示されますので、お住まいの住所を選択してください。「住所2」には、「住所1」で選択した住所以降を、番地等が重複しないように入力してください。

※9ページの「住所の入力例」参照

・固定電話と携帯電話を両方所有している場合は、どちらとも入力してください。

自営業の場合は「自営業」、農業の場合は「農業」と記入してください。

無職の場合は「その勤務先」には入力せず、こちらにチェックを入力してください。

未成年の人は、11ページ「4. 親権者(未成年後見人)について」も記入してください。

3. 本人以外の連絡先について

あなたは保証制度画面で「機関保証」を選択しています。あなた以外の連絡先について入力してください。

(1) その氏名

姓 名

(1) 漢字 (全角漢字)

カナ (全角カナ)

(2) その生年月日 (2) (和暦) (半角数字) 年 月 日生

(3) あなたとの続柄 (3)

(4) その住所 (4) (郵便番号) (半角数字) - 住所検索

住所1 (自動入力)

住所2 (番地以降) (全角文字)

(5) その電話番号

※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。

(5) (半角数字) - -

その携帯電話の電話番号 (携帯) (半角数字) - -

H-保証制度にて「機関保証」を選択した場合に表示されます。

機関保証を選択した人は、あなた（本人）以外の連絡先を入力する必要があります。あなたに送付する重要な書類が届かない場合等に、ここに入力した連絡先に、あなたの住所・電話番号を照会することがあります。

※注意！「本人以外の連絡先」を入力する前に、必ずその人の承諾を得てください。ここで入力した「本人以外の連絡先」は採用されると返還誓約書に印字されます。万一、返還誓約書に自署してもらえないと不備となり奨学生の資格を失うこととなります。

・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所をもとに事前に確認してください。郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを押すと、入力した郵便番号に相当する住所が「住所1」に自動表示されますので、お住まいの住所を選択してください。「住所2」には、「住所1」で選択した住所以降を、番地等が重複しないように入力してください。

※9ページの「住所の入力例」参照

・固定電話と携帯電話を両方所有している場合は、どちらとも入力してください。

未成年の人は、下記「4.親権者（未成年後見人）について」も記入してください。

4. 親権者（未成年後見人）について

あなたは誓約日（B-誓約欄で入力した年月日）時点で成年に達していません。未成年の場合、親権者（未成年後見人）情報を入力してください。

※親権者とは原則父母です。

(1) 親権者（未成年後見人）1について

・連帯保証人と親権者（未成年後見人）1が同一である必要があります。

・親権者（未成年後見人）1には連帯保証人欄の入力内容が自動で登録されます。

(a) その氏名

姓 名

(a) 漢字 (全角漢字)

カナ (全角カナ)

(b) あなたとの関係 (b)

未成年後見人の場合は、その続柄

(c) その住所 (c) (郵便番号) (半角数字) - 住所検索

住所1 (自動入力)

住所2 (番地以降) (全角文字)

(d) その電話番号

※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。

(d) (半角数字) - -

その携帯電話の電話番号 (携帯) (半角数字) - -

(2) 親権者2について入力してください。親権者が1名の場合は(3)に進んでください。

(a) その氏名

姓 名

(a) 漢字 (全角漢字)

カナ (全角カナ)

(b) あなたとの続柄 (b)

(c) その住所 (c) (郵便番号) (半角数字) - 住所検索

住所1 (自動入力)

住所2 (番地以降) (全角文字)

(d) その電話番号

※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。

(d) (半角数字) - -

その携帯電話の電話番号 (携帯) (半角数字) - -

(3) 親権者（未成年後見人）は1名のみで間違いはないですか。

※親権者とは、原則父母です。

(3) はい いいえ

未成年と判定された場合表示されます。

あなたが成年にも関わらず4が表示される場合や未成年にも関わらず4が表示されない場合

↓

1/8画面 B-誓約欄で生年月日の入力の間違っている可能性があります。この場合、M-奨学金振込口座情報の次に表示される「奨学金申込情報一覧」で、入力内容を修正してください。

※親権者とは、民法に定められた親権者のことで、あなたが未成年の場合は、**原則父母のことで**す。未成年後見人とは、親権者がいないとき、または親権を行う者が管理権を有しないときに、法定代理人となる人のことです。父母がいない場合は、「給付奨学金確認書」の親権者欄に署名した人の情報を入力してください。親権者についてわからないことがあれば在学確認してください。

・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所をもとに事前に確認してください。郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを押すと、入力した郵便番号に相当する住所が「住所1」に自動表示されますので、お住まいの住所を選択してください。「住所2」には、「住所1」で選択した住所以降を、番地等が重複しないように入力してください。

※9ページの「住所の入力例」参照

・固定電話と携帯電話を両方所有している場合は、どちらとも入力してください。

「親権者2」が未入力状態で「いいえ」を選択すると入力を進めることができません。親権者が2人いる場合は、親権者1、親権者2の情報を確認・入力し直してください。

18歳時点であてはまり「はい」を選択する人は、施設に入所していた、又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類の提出が必要です。（証明書類の例）施設等在籍証明書（施設長発行）、児童（里親）委託証明書（児童相談所発行）、措置解除決定通知書（児童相談所発行）等

※機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」でも可。

申込者と生計が同一である全員が該当します（同居別居を問いません）。独立して別生計にある兄弟姉妹、祖父母などは含めません。また、「J-あなたの家族情報」の1.で「はい」を選択した場合は自動的に1名と表示されます。

6/8

J-あなたの家族情報

1. あなたは社会的養護を必要とする人ですか。

はい いいえ

「はい」と答えた人は、あてはまるものを選択してください。

児童養護施設入所者等 児童自立支援施設入所者等

児童心理治療施設入所者等 自立援助ホーム入所者等

里親に養育されている（いた）人 ファミリーホームで養育されている（いた）人

2. あなたの家族の人数

(1) 家族全員（あなたを含む）の人数を選択してください。

(1) 人

3. 生計維持者（原則父母、父母がいない場合は代わって生計を維持する人）について記入してください。

1で「はい」と回答した人については、生計維持者について一部自動表示されます。

※父母がいる場合は、収入の有無に関わらず必ず父母ともに生計維持者として入力が必要です（離婚等により完全に別生計の人を除く）。

(1) あなたの生計維持者の人数を選択してください。 (1) 人

(2) 生計維持者①（父母のいずれか、父母がいない場合は代わって生計を維持する人）

(a) あなたとの続柄 (a)

(b) その氏名 姓 名

(b) 漢字（全角漢字）

カナ（全角カナ）

(c) その住所 (c) (郵便番号)（半角数字） - 住所検索

住所 1（自動入力）

住所 2（番地以降）（全角文字）

(d) その生年月日 (d) (和暦)（半角数字） 年 月 日生

(e) 生計維持者①のマイナンバーを機構に提出する準備はできていますか。

(注1) 「その他」を選択した人は、提出できない事情を選択してください。
(注2) 家計審査のため、マイナンバーの提出が必要です。
提出できない場合は、別途毎年所得証明書等の証明書類の提出が必要となります。

準備できている

これから準備する

その他

(f) 所得（申込時点の状況）について、該当するものをすべて選び、年額を入力してください。
※金額は万円単位で入力してください。（例：1,000,000円⇒100万円）

1. 給与所得

2. 商店・農業工業、個人経営

3. 失業手当 年額 万円

4. 生活保護費

※生活保護費はマイナンバーより情報収集しますので金額の入力は不要です。該当する場合は☑のみを入力してください。

5. 傷病手当金 年額 万円

6. 年金 年額 万円

7. 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当 年額 万円

8. 祖父母等からの援助や養育費等 年額 万円

9. その他 年額 万円

10. 2019年1月1日以前から無職

※無職であっても他に収入が存在する場合は、上記の該当する項目を選び、年額を入力してください。

「1. 給与所得」または「2. 商店・農業工業、個人経営」を選んだ人は、あてはまるものを選択してください。

2019年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業しましたか。

2019年1月1日以前から同じ勤務先（同じ業務形態で事業経営）
※生計維持者のマイナンバーから収入情報を連携しますので収入金額の入力は不要です。

2019年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業
就職・転職・退職・開業・廃業後の年取（見込み）はいくらですか
（給与明細、帳簿、年取見込証明書、離職票等の学校への提出が必要です）

・給与所得者 給与支払金額合計 年額 万円

・給与所得以外（商店・農業工業、個人経営） 所得金額合計 年額 万円

※申込時点において、複数の勤務先または複数の事業経営があり、1つでも2019年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業している場合はこちらに年額（見込み）を入力してください。

※全ての勤務先で退職・全ての事業経営で廃業しており、手当等も受給していない場合は、年額0万円と入力してください。

※海外勤務の場合でマイナンバーを提出できない場合もこちらに年額（見込み）を入力してください（マイナンバー提出不可に係る所定の手続きが必要です）。

※2019年以降海外勤務期間がある方は、マイナンバーを提出した場合でもこちらに年額（見込み）を入力してください。

※生計維持者については、必ず「給付奨学金案内」12ページを確認してください。

生計維持者とは、あなたの生計を維持する人という意味であり、原則父母（父母もいる場合2人とも）としています。無収入の場合でも、生計維持者として入力する必要があります。入力漏れがないか確認してください。

生計維持者は最大2人です。

生計維持者①の入力は必須です。ここで入力した人物についてマイナンバーを提出する必要があります。

離婚後に父母が再婚（事実婚含む）している場合は、再婚相手も生計維持者として入力する必要があります。その際は、養子縁組の有無に関らず、再婚相手の続柄は父又は母を選択してください。

「貸与奨学金案内」を確認し、該当するものを全て選択してください（年額の入力は1万円未満切り捨て）。
※設問(f)は、給付奨学金のみ希望する人には表示されません。

「1.」と「2.」の欄の年額欄は、自治体等からマイナンバーにより収入情報を取得するため、表示されません。
ただし、貸与奨学金を希望する人で生計維持者の勤務先が2019年1月2日以降に変更している場合、勤務先変更後の収入を入力する必要がありますので、下の設問(「10.」の下)の「○2019年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」を必ず選択してください。
※秋以降に募集があり奨学金を申し込む場合は、2019年を2020年に読み替えてください。

「7.」に年額を入力する場合、「13」ページ(3)の生計維持者②にも同じ収入を入力しないように注意してください（二重計上されてしまいます）。

「10.」にチェックを入れることができるのは、2019年1月1日以前から無職かつ申込日時点で「3.」～「9.」全てに該当しない場合のみです。他に収入が存在する場合は、該当の箇所チェックを入れ、「10.」にはチェックを入れなさい（「1.」～「9.」のいずれかと「10.」の両方にチェックを入れると先に進めません）。
また、2019年1月2日以降に退職・廃業している場合は、「10.」にチェックを入れず上の「1.」又は「2.」を選択したうえで下の「○2019年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」を選択し、年額入力してください（複数の勤務先・事業形態をのうち、1つでも退職・廃業している場合も同じです）。
※秋以降に募集があり奨学金を申し込む場合は、2019年を2020年に読み替えてください。

生計維持者の勤務先が、2019年1月1日以前から変更がない場合は上のボタンを選択、2019年1月2日以降に変更している場合は下のボタンを選択してください。
※秋以降に募集があり奨学金を申し込む場合は、2019年を2020年に読み替えてください。

生計維持者が海外勤務のためマイナンバーを提出できない場合の取扱いは、機構HP「生計維持者が海外に居住している場合」を参照してください。

海外勤務等により2020年1月1日時点で日本国内に住民票（住民登録）がない場合が該当します（秋以降に募集があり奨学金を申し込む場合は、2021年1月1日に住民票（住民登録）がない場合となります）。

(g) 生計維持者①は2020年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか。

はい いいえ

秋以降に募集があり奨学金を申し込む場合は、2020年を2021年に読み替えてください。

(h) 生計維持者①は2020年1月1日の時点で日本国内に住んでいましたか。

はい いいえ

父母のうち [2] ページ (2) 生計維持者①に入力した人ではない人を、必ず入力してください。定期採用の申込者は、ここで入力した人物についてマイナンバーを提出する必要があります。
※一人親の場合は (3) の入力は不要です。
※父母ともいない場合で代わって生計を維持している人がいるときは、主に生計を維持している人を [2] ページ (2) に入力してください。(3) の入力は不要です。

(3) 生計維持者② (父、母など)

(a) あなたとの続柄

(a)

(b) その氏名

姓 名

(b) 漢字 (全角漢字)

カナ (全角カナ)

(c) その住所

(c) (郵便番号) (半角数字) - 住所検索

住所 1 (自動入力)

住所 2 (番地以降) (全角文字)

(d) その生年月日

(d) (和暦) (半角数字) 年 月 日生

(e) 生計維持者②のマイナンバーを機構に提出する準備はできていますか。

(注1) 「その他」を選択した人は、提出できない事情を選択してください。
(注2) 家計審査のため、マイナンバーの提出が必要です。
提出できない場合は、別途毎年所得証明書等の証明書類の提出が必要となります。
準備できている
これから準備する
その他

離婚後に父母が再婚 (事実婚含む) している場合は、再婚相手も生計維持者として入力する必要があります。
その際は、養子縁組の有無に関らず、再婚相手の続柄は父又は母を選択してください。

【貸与奨学金案内】を確認し、該当するものを全て選択してください (年額の入力は1万円未満切り捨て)。
※設問 (f) は、給付奨学金のみ希望する人には表示されません。

(f) 所得 (申込時点の状況) について、該当するものをすべて選び、年額を入力してください。
※金額は万円単位で入力してください。(例: 1,000,000円⇒100万円)

1. 給与所得
 2. 商店・農業工業、個人経営
 3. 失業手当 年額 万円
 4. 生活保護費
※生活保護費はマイナンバーより情報収集しますので金額の入力は不要です。該当する場合はのみを入力してください。
 5. 傷病手当金 年額 万円
 6. 年金 年額 万円
 7. 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当 年額 万円
 8. 祖父母等からの援助や養育費等 年額 万円
 9. その他 年額 万円
 10. 2019年1月1日以前から無職

【1.】と【2.】の欄の年額欄は、自治体等からマイナンバーにより収入情報を取得するため、表示されません。
ただし、貸与奨学金を希望する人で生計維持者の勤務先が2019年1月2日以降に変更している場合、勤務先変更後の収入を入力する必要がありますので、下の設問 (【10.】の下) の【○2019年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業】を必ず選択してください。
※秋以降に募集があり奨学金を申し込む場合は、2019年を2020年に読み替えてください。

【7.】に年額を入力する場合、[2] ページ (2) の生計維持者①にも同じ収入を入力しないように注意してください (二重計上されてしまいます)。

【10.】にチェックを入れることができるのは、2019年1月1日以前から無職かつ申込日時時点で【3.】～【9.】全てに該当しない場合のみです。他に収入が存在する場合は、該当の箇所にチェックを入れ、【10.】にはチェックを入れないでください (【1.】～【9.】のいずれかか【10.】の両方にチェックを入れると先に進めません)。
また、2019年1月2日以降に退職・廃業している場合は、【10.】にチェックを入れず上の【1.】又は【2.】を選択しうえ下の【○2019年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業】を選択し、年額を入力してください (複数の勤務先・事業形態のうち、1つでも退職・廃業している場合も同じです)。
※秋以降に募集があり奨学金を申し込む場合は、2019年を2020年に読み替えてください。

「1. 給与所得」または「2. 商店・農業工業、個人経営」を選んだ人は、あてはまるものを選択してください。

2019年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業しましたか。

2019年1月1日以前から同じ勤務先 (同じ業務形態で事業経営)
※生計維持者のマイナンバーから収入情報を連携しますので収入金額の入力は不要です。

2019年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業
就職・転職・退職・開業・廃業後の年収 (見込み) はいくらですか。
(給与明細、帳簿、年収見込証明書、離職票等の学校への提出が必要です)。
・給与所得者 給与支払金額合計 年額 万円
・給与所得以外 (商店・農業工業、個人経営) 所得金額合計 年額 万円

生計維持者の勤務先が、2019年1月1日以前から変更がない場合は上のボタンを選択、2019年1月2日以降に変更している場合は下のボタンを選択してください。
※秋以降に募集があり奨学金を申し込む場合は、2019年を2020年に読み替えてください。

※申込時点において、複数の勤務先または複数の事業経営があり、1つでも2019年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業している場合はこちらに年額 (見込み) を入力してください。
※全ての勤務先で退職・全ての事業経営で廃業しており、手当等も受給していない場合は、年額0万円と入力してください。
※海外勤務の場合でマイナンバーを提出できない場合もこちらに年額 (見込み) を入力してください (マイナンバー提出不可に係る所定の手続きが必要)。
※2019年以降海外勤務期間がある方は、マイナンバーを提出した場合でもこちらに年額 (見込み) を入力してください。

生計維持者が海外勤務のためマイナンバーを提出できない場合の取扱いは、機構HP「生計維持者が海外に居住している場合」を参照してください。

(g) 生計維持者②は2020年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか。

はい いいえ

(h) 生計維持者②は2020年1月1日の時点で日本国内に住んでいましたか。

はい いいえ

海外勤務等により2020年1月1日時点で日本国内に住民票 (住民登録) がいない場合が該当します (秋以降に募集があり奨学金を申し込む場合は、2021年1月1日に住民票 (住民登録) がいない場合となります)。

秋以降に募集があり奨学金を申し込む場合は、2020年を2021年に読み替えてください。

4. あなたと生計維持者（原則父母）の資産の合計額は2,000万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）ですか。

※対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額（不動産は対象としない）。

はい いいえ

「いいえ」を選択した場合は家計基準を満たしていないため採用されません。なお、資産に関する証明書類の提出は不要です。

5. あなたと生計維持者（原則父母）の資産の額をそれぞれ記入してください。（1万円未満切り捨て）

（半角数字）

あなた	<input type="text"/>	万円
生計維持者①	<input type="text"/>	万円
生計維持者②	<input type="text"/>	万円
合計	<input type="text"/>	万円

生計維持者①の続柄が「申込者本人」である場合は、当該欄の生計維持者①及び②は非活性となります。

◆ 一人親家庭

6. 父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている理由について、次のうち該当するものを選択してください。

- 父又は母と死別した。
- 父母の離婚等により、父母いずれかとわたし（本人）は別生計である。
※「離婚等」には、離婚調停中、DVによる別居中、又は未婚の場合なども含まれます。
- 父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない。
- その他

J-あなたの家族情報の3.にて、父又は母のいずれかのみを生計維持者としている場合にのみ表示されます。「離婚等」については、単なる不仲による別居は認められません。また、「その他」に入力する場合はできるだけ具体的に入力してください。

◆ 父母以外

7. 生計維持者の父母以外の人を入力した理由について、次のうち該当するものを選択してください。（複数選択可）

- 両親（父母）と死別した。
- 両親（父母）が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない。
- わたし（本人）は結婚しており、両親ではなく、生計維持者欄に記載した配偶者に扶養されている（納税手続きにおいて、わたしの夫（妻）の扶養に入っている。）
- その他

J-あなたの家族情報の3.にて、父母以外の人を生計維持者としている場合にのみ表示されます。父母以外の人を生計維持者にした理由として、父母と単に不仲であることは認められません。

該当する選択肢が2つ以上あれば全て選択してください。
なお、ここでの「生計維持者が父母以外」（1名）となるケースは以下のような場合です。
・両親（父母）と死別し、おじ夫婦と生活している
※おじ夫婦のうち、あなたの生計を主に維持している方（1名）が「生計維持者」となります。
・両親（父母）が生死不明のため、未成年後見人（祖父）と生活している。

◆ <共通>一人親家庭・父母以外

必要に応じて、上記の事実関係を確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。上記の申告に間違いありませんか。

はい
 いいえ

J-あなたの家族情報の3.にて、父又は母のいずれかのみを生計維持者としている場合、または父母以外の人を生計維持者としている場合にのみ表示されます。生計維持者の考え方については、「給付奨学金案内」12ページ、及びJASSOホームページに掲載している「生計維持者について」「生計維持者に係るQ&A」を併せて確認してください。

JASSO 生計維持者

事象	証明書類(例)
父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている場合【共通】	・課税証明書（寡婦（夫）控除の適用が分かるもの） ・児童扶養手当証書、受給証明書等
上記の書類を提出できない場合	
父母と死別	・戸籍謄本、抄本 ・住民票（死亡日記載あり）
父母が離婚	・戸籍謄本、抄本
父母が離婚調停中	・裁判所による係属証明書 ・弁護士による報告書
父又は母がDV被害	・自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
父又は母が生死不明（行方不明）	・自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」
父又は母が意識不明、精神疾患	・主治医による「診断書」
学生本人が両親ではなく配偶者に扶養されている	・戸籍謄本、抄本 及び ・課税証明書（配偶者控除の適用が分かるもの）
その他の事由	・事実関係を確認できる書類（第三者（機関）の所見等）

◆ 申込者本人

8. 生計維持者はあなた自身（独立生計者）と入力した理由について、次のうち該当するものを選択してください。

- 両親（父母）と死別し、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない。
- 父母・祖父母ともに死別し、兄弟姉妹は就学中もしくは病気などの理由で働くことができない。
- わたし（本人）は結婚しており、配偶者等を扶養している。
- その他

J-あなたの家族情報の3.にて、あなた自身を生計維持者（独立生計者）としている場合にのみ表示されます。あなた自身を生計維持者にした理由として、父母と不仲であることは認められません。また、あなたの収入及び奨学金等だけで生活しているという状況であったとしても、父母がいる場合は、原則父母が生計維持者となります。

申告いただいた内容について、後日確認させていただく場合があります。上記の申告に間違いありませんか。

はい
 いいえ

